

令和5年10月1日から施工状況報告書の提出時期が一部変更になります！

中間検査の対象を拡大するにあたり、従来の施工状況報告書の提出時期が一部変更になります。

対象拡大後に中間検査の対象となった建築物については、施工状況報告書の提出時期が以下のとおり変更となり、これまでの施工状況報告書の対象であった建築物については、中間検査の対象となる建築物を除き、これまでとおりの提出時期に施工状況報告書の提出が必要です。

※ 令和5年10月1日以降に確認申請書を提出するものから適用されます。

<対象拡大前（～令和5年9月30日）>

対象建築物	
1	特殊建築物（建築基準法別表1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの） 例：劇場、物品販売業店舗、学校、共同住宅など
2	木造の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧3 （2）延べ面積>500㎡ （3）高さ>13m 又は 軒の高さ>9m
3	木造以外の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧2 （2）延べ面積>200㎡
4	上記1～3の建築物以外の建築物のうち、都市計画区域内の住宅（他の用途を兼ねるものを含む。）で次のいずれかに該当するもの （1）木造で、延べ面積>100㎡ （2）木造以外の構造で、延べ面積>30㎡

提出時期 （構造規定に関する報告）	
木造	屋根工事の終了時
鉄骨造	鉄骨の組立の終了時
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	一階の屋根又は二階の床の配筋の終了時
その他の構造	一階の屋根又は二階の床工事の終了時
その他	建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の時期

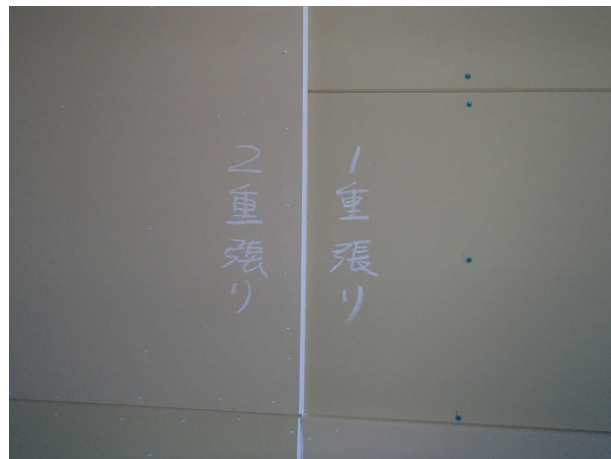
<対象拡大後（令和5年10月1日～）>

対象建築物	
追加	（すべての構造の）長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの ※中間検査対象建築物
1	中間検査対象建築物以外の特殊建築物（建築基準法別表1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの） 例：劇場、物品販売業店舗、学校、共同住宅など
2	中間検査対象建築物以外の木造の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧3 （2）延べ面積>500㎡ （3）高さ>13m 又は 軒の高さ>9m
3	中間検査対象建築物以外の木造以外の建築物で次のいずれかに該当するもの （1）階数≧2 （2）延べ面積>200㎡
4	上記1～3の建築物及び中間検査対象建築物以外の建築物のうち、都市計画区域内の住宅（他の用途を兼ねるものを含む。）で次のいずれかに該当するもの （1）木造で、延べ面積>100㎡ （2）木造以外の構造で、延べ面積>30㎡

提出時期（中間検査対象建築物） （防火規定に関する報告）	
追加 すべての構造	建築基準法施行令第114条第1項に規定する工事の終了時

提出時期（1～4） （構造規定に関する報告）	
木造	屋根工事の終了時
鉄骨造	鉄骨の組立の終了時
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	一階の屋根又は二階の床の配筋の終了時
その他の構造	一階の屋根又は二階の床工事の終了時
その他	建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の時期

《例》写真の撮り方（防火規定に関する報告）



※写真撮影の留意点

・界壁が小屋裏又は天井裏に達していることが分かること。

・準耐火構造の仕様が分かること。
（ボードが2重張りされていることが分かるなど。）